令和８年度　仙台市障害者保健福祉計画中間評価、仙台市障害福祉計画（第８期）及び仙台市障害児福祉計画（第４期）の策定スケジュール（案）について

1.　計画の位置づけと計画期間

・障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき、本市の障害福祉サービスの見込量及びそれを確保するための方策等を定める「市町村障害福祉計画」として「仙台市障害福祉計画（第８期）」を策定する。
・児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、本市の障害児通所支援等の見込量及びそれを確保するための方策等を定める「市町村障害児福祉計画」として「仙台市障害児福祉計画（第４期）」を策定する。
・障害福祉計画（第８期）及び障害児福祉計画（第４期）の計画期間は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間とする。
・令和８年度は、障害福祉計画等の策定とあわせて、障害者保健福祉計画の中間評価を行う。国の障害者制度改革の動向も含め、社会情勢等の変化に対し、必要に応じて計画を見直す。

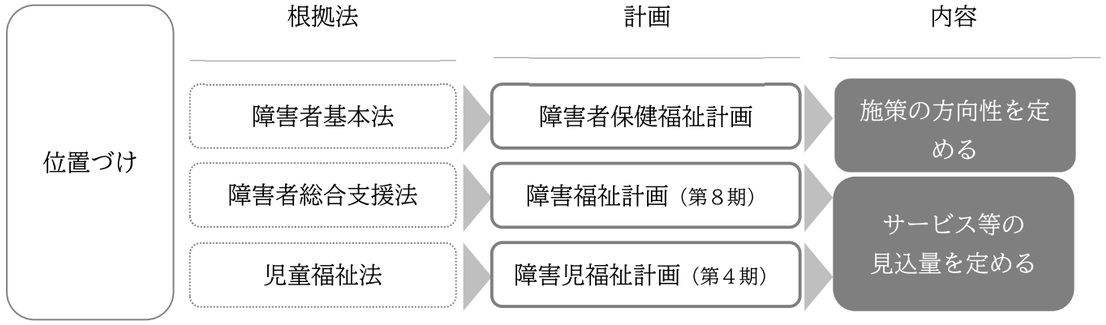

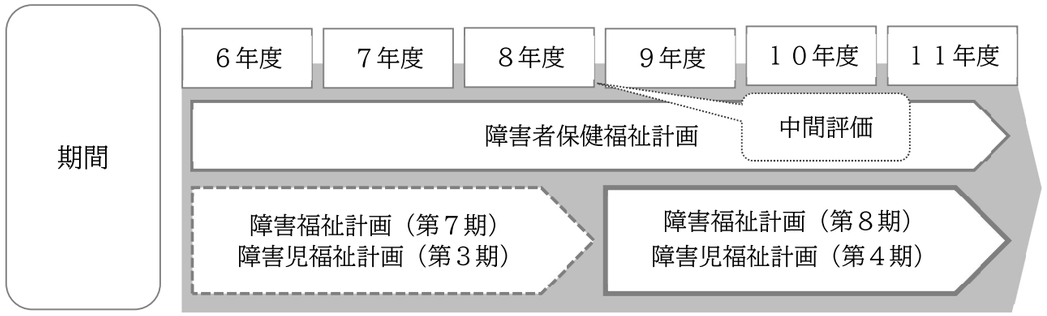

2.　計画策定スケジュール（案）

・令和８年度は障害者施策推進協議会を 4 回開催予定。
・障害者保健福祉計画の中間評価については、10 月中旬の第 2 回施策協で素案について協議したのち、11 月下旬の決定・公表を目指す。
・障害福祉計画（第８期）及び障害児福祉計画（第４期）については、10 月中旬に「中間案（骨子）」、11 月下旬に「中間案」について協議し、12 月中旬から 1 月下旬にパブリックコメントを実施のうえ、令和 8 年度末頃の策定を目指す。
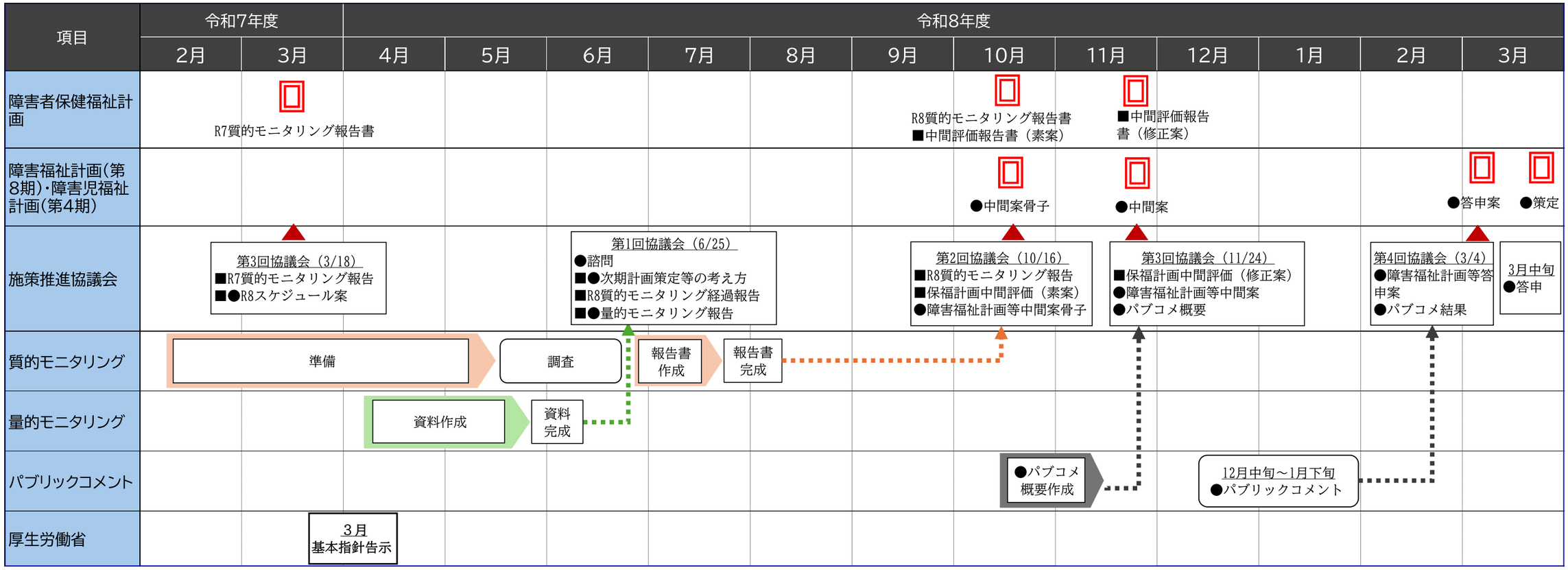
■：障害者保健福祉計画に係る事項　●：障害福祉計画（第 8 期）・障害児福祉計画（第 4 期）に係る事項